

補装具費支給制度で購入する際に希望する補聴器を選ぶことで**差額自己負担が生じる場合について**

補装具制度で支給決定される補聴器は、法令で定める基準上限額の範囲内での購入が原則となりますが、以下に該当する場合に限り、差額自己負担をすることで、希望するデザイン・素材等の補聴器が購入できます。

※令和8年4月より、「耳あな型（レディメイド・オーダーメイド）補聴器」を差額自己負担での購入対象としました。

対象となる場合

- ① 希望する補聴器は、支給決定された補聴器と基本構造が同じであり、また同等の補聴効果があり、円滑に操作できるものであること
- ② 希望する補聴器の金額と、支給決定された補聴器の金額との差額自己負担を本人が希望すること

差額を自己負担することにより購入できる補聴器

支給決定された補聴器の名称		差額自己負担で購入が可能な補聴器の名称
高度難聴用ポケット型 高度難聴用耳かけ型		高度難聴用ポケット型 高度難聴用耳かけ型 耳あな型（レディメイド・オーダーメイド）
重度難聴用ポケット型 重度難聴用耳かけ型		重度難聴用ポケット型 重度難聴用耳かけ型

※「高度難聴用」↔「重度難聴用」、「重度難聴用」→「耳あな型補聴器」など、上記の矢印以外の変更はできません。

補聴器意見書を作成する際の留意点

- 補聴器の処方基準等、意見書を作成するうえでの変更はありません。
- 更生相談所の判定や区が支給決定する補聴器の対象基準等についても変更はありません。
- 高度難聴用補聴器の適用の方が、差額自己負担により「耳あな型」等を希望する場合でも、小さなスイッチ操作ができない場合や、聞こえが悪くなる場合もあり、個人の状況によっては、変更が不適切な場合も考えられますので、ご指導等をよろしくお願いいたします。

今回の見直しの経緯

補装具費の支給については、原則、補聴器意見書の処方内容等により更生相談所が判定し、これに基づき区が支給決定をしています。補聴器に関しては、「基本構造が同一の範囲（高度難聴用から重度難聴用への変更は不可）であれば、差額を自己負担することで、ご本人の希望によりデザイン・素材等を選択することが可能」とする国の見解が示されています。

これに基づき、障害者本人が差額を自己負担することにより、処方・判定された補聴器と異なるデザイン・素材等の補聴器の購入を認めます。

【問い合わせ先】

横浜市障害者更生相談所

045-473-0666（代）